

香芝市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査

第3 監査の対象

- | | |
|---------|-------------|
| 1 公の施設 | 香芝市地域交流センター |
| 2 指定管理者 | 白鳳台自治会 |
| 3 所 管 | 市民環境部 市民協働課 |

第4 監査の執行実施期間

令和7年12月26日から令和8年1月27日

第5 監査の着眼点

公の施設の管理を行っている団体の当該財政的援助等に係る出納その他事務の執行が法令等に従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

公の施設の指定管理に係る財務に関する事務の執行状況について、提出を求めた資料を検討し、関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、公の施設の指定管理者及び当該施設の所管課関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、公の施設を行っている団体の当該財政的援助等に係る出納その他事務の執行については、概ね妥当に処理されていると認められた。